

# 触法行為を行った 障害のある人の支援を行います

～触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業～

## 北九州市の取組

北九州市では平成26年度から触法行為を行った知的障害等のある人（以下「触法障害者」）に対する「入口支援」を実施しています。「入口支援」とは、逮捕、勾留の時点から本人との面会を行い、関係機関と連携を取るなどして、不起訴や執行猶予等により、釈放となった後を見据えた支援を行うものです。令和元年度から2年間の予定で、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」として、きめ細やかな支援を行います。

## 《「地域再犯防止推進モデル事業」とは》

平成28年12月に施行された再犯防止推進法に基づき、再犯防止等に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図るため、地方公共団体と連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について法務省が検討するために、地方公共団体に委託して実施する事業です。

## 対象の方(下の要件すべてを満たす人が支援の対象となります)

- ◎ 北九州市に住民登録のある65歳未満の人
- ◎ 知的障害等のある人
- ◎ 窃盗や無銭飲食などの軽微な罪を犯した人

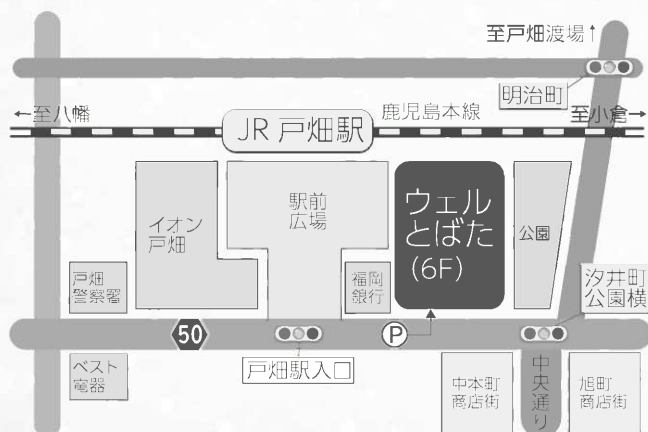
## 支援内容

- ①基幹相談支援センターが中心となって、触法障害者を逮捕・勾留の時から、釈放後、本人が自立できるよう継続的に支援します。
- ②触法障害者を支援する事業者や雇用主等に対して、支援に必要なアドバイスを司法機関と一緒にを行います。
- ③触法障害者が就労し、定着できるよう、就労支援事業者が、本人や雇用主のサポートを行います。

## お問い合わせ先

## 北九州市障害者基幹相談支援センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 6階



TEL **093-861-3045**

開所時間 **月曜日～金曜日 9:00～17:45**  
(※土、日、祝祭日、年末年始を除く)

### JRで来られる方

JR 鹿兒島本線「戸畑駅」南口から徒歩1分

### バスで来られる方

#### 市営バス

「戸畑駅」行き「戸畑駅」下車。「戸畑渡場」または「戸畑駅」行きバス停より徒歩1分

#### 西鉄バス

「戸畑駅」下車。徒歩1分

### 車で来られる方

北九州都市高速で来られる方「戸畑」ランプから約5分  
「枝光」ランプから約10分



## 司法関係者の方へ

「接見時のコミュニケーションの取り方に不安がある」  
「釈放後の生活に関する手立てがわからない」

- ① 弁護士・司法機関などの依頼を受け、接見に同席いたします。
- ② 行政機関・医療機関・家族等から情報収集します。
- ③ 一時的に身を寄せる生活場所についての調整を行います。
- ④ 更生支援計画の作成を行います。
- ⑤ 支援会議を開催し、方針の共有と役割分担を行います。

- ◎ 不起訴処分や執行猶予判決等となった場合は更生支援計画に基づき、受け入れ先の調整や各種申請手続き等必要な支援を行います。
- ◎ 起訴処分となった場合は引き続き情報収集を行い、更生支援計画の修正や受け入れ先等の調整等を行います。

いずれの段階からでも  
支援に入ります。  
少しでも早いご相談を！

### 入口支援に向けた 刑事司法の流れ



## 事業者の方へ

「利用者の支援に不安がある」

## 雇用主の方へ

「逮捕以前より就労が続かなかった」  
「従業員の仕事の適性や対応について知りたい」

- ① 少年鑑別所の地域援助活動等を活用し、行動分析、支援方法、アドバイス等による支援を行います。
- ② 支援対象者に対する職業評価(アセスメント)を行います。
- ③ 関係者と支援方針や役割分担を確認するための協議を行います。
- ④ 面接先の選定から就労後のフォローまでの支援を行います。

- ◎ 支援対象者となる触法障害者については、就労支援員が関係者への情報収集や職業適性検査などをもとに職業評価(アセスメント)を行います。
  - ◎ アセスメント実施後、雇用主や事業所等と支援方針の確認や役割分担についての協議を行います。
  - ◎ 支援方針を基に面接から就労後のフォローまで就労支援員と共に行います。また、必要に応じて関係者と支援協議を実施し、方針の見直しを行います。
- ※ 少年鑑別所の地域援助活動は、非行・犯罪の防止及び青少年育成のための活動であり、対象者はモデル事業対象者に限りません。

### 【お知らせ】障害福祉サービス事業所の方へ

平成30年度報酬改定にて、「社会生活支援特別加算」が新設されています。

#### 対象サービス—就労移行支援事業、就労継続支援事業

対象者—医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者  
(通院機関が延長された場合は、その期間を限度とする)

又は—矯正施設若しくは更生保護施設を退所して3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整によりサービスを利用することになった者

※詳細につきましては、平成30年度障害福祉サービスの報酬改定をご確認ください。

# 触法障害者支援研修会

-地域再犯防止推進モデル事業における実践-

日時

令和3年

2月10日 水

13:00-16:00

(開場12:30~)

会場

北九州弁護士会館5F 北九州市小倉北区金田1-4-2

対象

弁護士等司法関係者、医療関係者、障害福祉サービス等福祉関係者  
協力雇用主等就労関係者、行政関係者等

定員

会場 50名 Web参加 50名 参加費無料

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンライン開催のみとなる場合  
がございます。ご了承ください。

申込

お申込は、URLもしくはQRコードからアクセスしてください。

<https://forms.gle/5Pbh5seHLNLFx32p6>

申込期限：令和3年1月31日（日）



第1部

行政報告

## 「地域再犯防止推進モデル事業の取組」

報告者：岩谷 公雄（北九州市保健福祉局障害者支援課 障害者相談支援係長）

第2部

講話

## 「北九州医療刑務所における関わりと支援」

報告者：岩村 忠和（北九州医療刑務所庶務課長）  
合田 舞香（北九州医療刑務所福祉専門官）

第3部

講話

## 「触法障害者に対する就労支援の実践」

報告者：森田 知恵子（福岡県更生保護就労支援事業所就労支援員）

第4部

実践報告

## 「触法障害者支援の実際」

報告者：服部 貴明（さきがけ法律事務所 弁護士）  
中村 清二郎（㈲中村製作所常務取締役役員）  
米村 典子（北九州市障害者基幹相談支援センター相談員）  
進行：武市 拓也（北九州市障害者基幹相談支援センター相談員）

お願い

※福岡地方裁判所小倉支部の駐車場は使用できません。できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
※新型コロナウイルス感染予防対策として検温の協力、飲料の持参、マスク着用をお願いいたします。

主催：北九州市 北九州市障害者自立支援協議会

後援：福岡県弁護士会北九州部会、北九州市医師会、法務省福岡保護観察所北九州支部、福岡県社会福祉士会、  
福岡県精神保健福祉士協会（予定）、福岡県協力雇用主会北九州支部、北九州市保護司会連絡協議会、  
福岡地方検察庁小倉支部、小倉少年鑑別支所、北九州医療刑務所、北九州市障害者施設協議会

お申込み/お問合せ：触法障害者支援研修会事務局

北九州市障害者基幹相談支援センター Tel 093-861-3045 担当：橋本/大脇/武市

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業  
(地域再犯防止推進モデル事業)

事例報告 1

1 対象者

A氏：40代、男性、知的障害（療育手帳B2）

2 概要

養護学校卒業後、通勤寮（現在の宿泊型自立訓練施設）を利用し、一般就労を開始する。平成15年、16年女兒へのわいせつ行為で警察沙汰となるが、勾留には至らず、その後も就労は継続するものの、令和元年、女兒へのわいせつ行為で逮捕、執行猶予付きの刑が確定する。

約20年働きた事業所は解雇となり、自立準備ホームに入所、就労継続支援A型事業所の利用を開始する。

勤務態度も真面目であり、長年にわたる一般就労経験もあることから、小倉少年鑑別支所の地域支援事業による検査結果を踏まえた上で、就労支援員による適切なマッチングとマニュアルに基づいた支援の進行により、就労に至ったケース。

3 支援決定理由

- ・勤務態度のまじめさ
- ・長年にわたる一般就労の実績
- ・地域支援事業の検査結果を踏まえて、本人に適した就労、人的環境を整えることができれば、雇用に結びつく可能性が十分ある

4 支援経過

日付	内容
R2. 1	就労継続支援A型事業所利用開始
R2. 1. 27	小倉少年鑑別支所にて地域支援事業による検査を実施。 (TEG II、WAIS-III)
R2. 3. 17	①就労支援会議（支援対象者・就労支援員・基幹支援員の三者）開催。就労支援の方針決定。信頼関係構築。 ②面接先選定会議（三者）開催。面接先リスト作成。
R2. 3. 26	①面接（結果：採用）（業種：廃棄物収集運搬） 就労支援員、基幹支援員ともに、支援対象者に同行し、面接にも同席。  ② 初日対応ミーティング開催。 支援対象者・就労先要調整リスト、初日対応リスト作成。週次計画作成。 就労開始日（受入日）の決定。

R2. 4. 6	就労初日 事前調整や初日対応スケジュール等により、スムーズな就労開始となる。
R2. 4～6	訪問看護の利用開始。(2回/週) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話にて近況を確認。
R2. 6. 15	グループホームからの通勤では再犯のリスクがあるため、今後の生活拠点について関係者で協議。
R2. 6. 28	事務所のあるマンションの2階に引越し 引越しと同時にヘルパー利用開始(3回/週) 仕事が休みである土曜日は、会社と同法人の就労継続支援 B 型事業所にボランティアとして参加。
R2. 7	新型コロナウイルスの影響により、仕事が長期休みとなる。 余暇活動として、趣味の裁縫を行う(マスク作り)
R2. 8	仕事再開にあたり、今後の支援体制について関係者で協議。 その後の近況は電話にて確認。
R2. 9	本人が安定して就労ができていることを電話にて確認。

## 5 司法との連携

小倉少年鑑別支所にて地域支援事業による検査を実施。

触法障害者の受入れが初めての事業所に対して少年鑑別所による非行・犯罪臨床の知見の活用及びアセスメント機能をいかした援助を活用したことで触法障害者の受け入れ不安の軽減が図れた。  
グループホームの利用等について、心理的援助及び各種調査(検査)の実施を受けた結果を踏まえて検討することができた。

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業  
(地域再犯防止推進モデル事業)

事例報告 2

1 対象者

B氏：20代、男性、難病（クローン病）、発達障害疑い

2 概要

内部疾患のため疲労やストレスの原因が分からないまま、仕事を続けることができず、職を転々としていた。

原因判明後も、周囲の理解が得られず職を転々とする状況が続き、最終的に自暴自棄になり罪を犯す（無銭飲食）に至った。

今回のモデル事業の「効果的な就労支援」によるマニュアルに基づいた支援の進行、就労支援員による適切なマッチングにより、理解ある協力雇用主の下での就労に至ったケース。

3 支援決定理由

- ・本人の一般就労で頑張りたいとの意向
- ・一般就労の実績
- ・体調管理と服薬管理で一般就労可能との医師意見

4 支援経過

日付	内容
R2. 1. 10	更生保護施設から、基幹相談支援センターに支援依頼。
R2. 6. 2	就労支援決定協議（就労支援員と基幹支援員）の開催。支援対象者に指定。
R2. 6. 8	①就労支援会議（支援対象者・就労支援員・基幹支援員の三者）開催。就労支援の方針決定。信頼関係構築。 ②面接先選定会議（三者）開催。面接先リスト作成。
R2. 6. 18	面接（結果：採用）（業種：金属加工） ①就労支援員は、支援対象者に同行し、面接にも同席。 ②基幹支援員は、支援対象者と面接先の双方に配慮。
R2. 6. 22	初日対応ミーティング開催。 支援対象者・就労先要調整リスト、初日対応リスト作成。週次計画作成。 就労開始日（受入日）の決定。 ※就労先では、マニュアル上のリストや計画の他、前期・後期教育計画（各3ヶ月）等を作成。
R2. 7. 1	就労初日 事前調整や初日対応スケジュール等により、スムーズな就労開始となる。

R2.7	就労3日目、体調不良を訴える。4日目以降も体調不調による早退・欠勤が続き、その後入院となる。 7月の出勤日数：5日
R2.8	退院後も体調不良による早退・欠勤が続く。雇用主の勧めもあり、支援対象者は手術を受けることを決心する。 8月の出勤日数：6日
R2.9	手術前は安静のため、手術後はリハビリのため出勤を控えている。雇用主の雇用継続方針は不変。 9月の出勤日数：1. 5日

## 5 司法との連携

就労後（R2.7.30）、福岡保護観察所北九州支部統括保護観察官が、就労支援員とともに協力雇用事業所に訪問を実施。協力雇用主との意見交換を行う。

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業  
(地域再犯防止推進モデル事業)

## 1 周知・啓発活動一覧

		名称	主催	参加者数	備考
1	R1.11.21	指定相談支援事業者等連絡会議	北九州市自立支援協議会	61人	相談支援専門員に説明
2	R2.2.5	地域援助連携協議会	小倉少年鑑別支所	30人	地域援助活動関係者に説明
3	R2.2.10	自立準備ホーム勉強会	福岡保護観察所北九州支部	12人	保護観察関係者に説明
4	R2.2.20	地方再犯防止推進計画協議会	大分保護観察所	44人	大分保護観察所の依頼により説明
5	R2.2.20	協力雇用主連絡会	協力雇用主会	120人	協力雇用主に依頼

## 2 研修会一覧

		名称	主催	参加者数	備考
1	R2.2.14	北九州市触法障害者支援研修会	北九州市自立支援協議会	91人 弁護士、サービス事業所、協力雇用主等	触法障害者支援について関係機関での情報共有を目的に開催
2	R3.2.10	北九州市触法障害者支援研修会	北九州市自立支援協議会	78人 ※オンライン 弁護士、サービス事業所、協力雇用主等	モデル事業の取組結果について関係機関での情報共有を目的に開催

## 3 参加活動一覧

		名称	主催	参加者数	備考
1	R1.12.7	京都コンGRESS公開シンポジウム	国連薬物・犯罪事務所	1人	